

地方独立行政法人大阪府立病院機構
平成 19 事業年度の業務実績に関する評価結果
〈たたき台〉

目 次

1	地方独立行政法人大阪府立病院機構の年度評価の考え方	1 ページ
2	全体評価	2 ページ
	(1) 評価結果と判断理由	
	＜全体評価にあたって考慮した事項＞	
	① 地方独立行政法人大阪府立病院機構の基本的な目標	
	② 平成 19 年度における重点的な取り組み	
	③ 特筆すべき取り組み	
	(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3	大項目評価	
3-1	「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価	4 ページ
	(1) 評価結果と判断理由	
	＜大項目評価にあたって考慮した事項＞	
	① 特筆すべき小項目評価	
	② その他考慮すべき事項	
	＜小項目評価の集計結果＞	
	(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3-2	「業務運営の改善及び効率化」に関する大項目評価	7 ページ
	(1) 評価結果と判断理由	
	＜大項目評価にあたって考慮した事項＞	
	① 特筆すべき小項目評価	
	② その他考慮すべき事項	
	＜小項目評価の集計結果＞	
	(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3-3	財務内容の改善に関する事項	9 ページ
	(1) 進捗状況の確認結果	
	＜進捗状況確認の参考事項＞	
	(2) 進捗状況の確認にあたっての意見、指摘等	

1 地方独立行政法人大阪府立病院機構の年度評価の考え方

- 本評価委員会においては、平成18年4月1日に設立された地方独立行政法人大阪府立病院機構について、平成19年2月14日に策定した「地方独立行政法人大阪府立病院機構にかかる年度評価の考え方について」に基づき、次のとおり平成19事業年度の業務の実績に関する評価を行った。

（評価の基本方針）

年度計画及び中期計画の進捗状況等を評価し、組織・業務等に関する改善すべき点を明らかにすることにより、組織の効率化や医療サービスの向上など、法人運営の質的向上や病院改革の推進に資することとする。また、府民への説明責任の観点から、中期目標の達成に向けた法人の取組状況等を分かりやすく示し、法人運営の透明性を高めることとする。

（評価の方法）

評価は「項目別評価」と「全体評価」を行う。「項目別評価」では、法人による自己評価をもとに、業務実績に関する事実確認、法人からのヒアリングなどを通じて、年度計画に照らして進捗状況を確認するとともに、法人の自己評価の妥当性の検証と評価を行う。また、「全体評価」では、「項目別評価」の結果等を踏まえつつ、中期計画等の進捗状況について総合的な評価を行う。

なお、特に、法人化を契機とした病院改革の取り組み、例えば、自律性・機動性の発揮、財務内容の改善、病院運営の透明性の向上、5病院の連携などについては、積極的に評価する。

- なお、平成19事業年度の評価にあたっては、法人化2年目となり、初年度に整備された体制や取組みが、どのように機能し、成果を上げているか、また、昨年度の評価で議論や指摘された点がどのような状況になっているか等の視点も考慮し、評価作業を行った。

2 全体評価

（1）評価結果と判断理由

- 平成 19 事業年度の業務実績に関する評価については、4ページ以降に示すように、「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」については、※評価「※※※※※※」、「業務運営の改善及び効率化」については、※評価「※※※※※※」が妥当であると判断し、また、財務内容の改善についても、不良債務の解消が、中期計画に対して「※※進捗している」ことを確認した。
- 特に、以下のような取り組みを評価した。

※ 「全体評価」にあたっての特記すべき事項を記載 ※

- 以上の大項目評価等の結果に加え、大阪府立病院機構の基本的な目標、平成 19 年度の重点的な取り組みなどを総合的に考慮し、平成 19 事業年度の業務実績については、「全体として、※※※※※※」とした。

なお、法人の取り組みをふまえて、本評価委員会として、次に意見を記す。

※ 評価委員会として、全体を俯瞰しての意見を記載 ※

府民に提供するサービスその他の業務の質の向上 (4ページ)	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事項あり
業務運営の改善及び効率化 (7ページ)	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事項あり
財務内容の改善 (9ページ)	計画どおり進捗している。				

法人の基本的な目標、19年度の重点的な取り組み等を
総合的に考慮して・・・

<全体評価の評価結果>
「全体として、※※※※※※」

（参考）18年度評価：全体として年度計画及び中期計画のとおりに進捗している
5病院が1つの経営体としての体制を整備し、職員意識や経営、患者サービス面での変革が行われつつあり、不良債務の解消についても成果を上げた。

＜全体評価にあたって考慮した事項＞

①地方独立行政法人大阪府立病院機構の基本的な目標

法人の基本的な目標について、次のとおり確認した。

- ・ 大阪府立病院機構は、府域全域を対象とした高度専門医療を提供するとともに、地域医療との連携、人材養成、臨床研究など府域の医療水準の向上に貢献する。また、患者・府民の目線に立って、各病院が創意工夫を凝らし、きめ細かく、より満足度の高い医療サービスの提供に努める。さらに、将来にわたり、高度専門医療の提供など府民の期待に応えられるよう、経営改善のための取組みを重点的に進め、中期目標期間中に不良債務を解消し、経営基盤の安定化を図ることを目指す。

②平成19年度における重点的な取組み

平成19年度においては、次のような事項に重点的に取り組んだことを確認するとともに、小項目評価のウェイト付けとの整合性を確認した。

- ・ 府民に提供するサービス等の質の向上については、各病院が大阪府の医療施策の実施機関として担うべき医療（政策医療）を着実に提供するとともに、医師等の人材の確保や電子カルテシステムの導入など、診療機能の充実や患者サービスの向上に取り組んだ。
- ・ 業務運営の改善及び効率化については、理事長のリーダーシップのもと、5病院が法人として一丸となって医療面、経営面の改善に取り組むとともに、医師等の評価制度と、それを給与や予算配分に反映するシステムを運用してモチベーションの向上を図った。
- ・ 財務の改善については、患者数の確保や診療単価の向上により収入の確保を図るとともに、アウトソーシングやIT化による事務職員数の削減や多様な契約手法により経費節減に取り組んだ。

③特筆すべき取組み

項目別評価の結果をもとに、特筆すべき取組みについて、次のとおり確認した。

⇒Ⅳ評価やⅢ評価の中で特筆すべき取組みを記載

- (例)・ 救命救急センターの再編整備や地域がん診療連携拠点病院としての取組み、精神医療関係の施設や体制の整備を行うなど、大阪府の医療施策の実施機関として担う役割を果たした。
- ・ ホスピタルプレイスペシャリスト等による療養支援の拡充や在宅医療の推進、外来診療の充実、日帰り手術の実施など、患者への医療サービスの一層の向上を図った。
 - ・ 臨床研修医やレジデントの受入れ拡大や認定看護師等資格取得支援の取組みが、チーム医療や医療水準の貢献につながった。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

＜委員からのコメントを記載＞

3-1 「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、B評価（「おおむね計画どおり」進捗している）となる。

<p>「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」 に関する大項目評価の特記事項を記載</p>

- 以上のことを総合的に考慮し、大項目評価としては、※評価「※※※※※※」が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	--------------	--------------------

(参考) 18年度評価：A

大阪府の医療施策の実施機関としての役割（特に成人病センターや母子保健総合医療センター）を十分果たし、患者サービスの向上にも成果を上げた。

<大項目評価にあたって考慮した事項>

①特筆すべき小項目評価

- 小項目評価がⅣ（計画を上回って実施）の項目は次のとおりであった。（（ ）は小項目評価の番号、【 】は小項目評価の結果及びウェイト付け）

(6②) 呼吸器アレルギー医療センターにおける呼吸器看護専門外来実施日の拡大【Ⅳ】

利用件数が飛躍的に伸びており、クオリティの面からも非常にきめ細かいケアができていると認められる。患者のニーズに応えた優れた取組みであることを評価した。

(9) 成人病センターにおける臨床腫瘍科及び外来化学療法室の利用促進【Ⅳ】

臨床腫瘍科における、各診療科との横断的なチーム医療への取組み、抗がん剤治療の外来へのシフトの推進により、臨床腫瘍科の新入院患者数、外来化学療法室の利用件数とも、目標を大きく上回る実績を上げたことを評価した。

(11) 母子保健総合医療センターにおける手術件数の増加【Ⅳ】

小児外科手術の協定締結病院にスタッフを派遣し、日帰り手術を実施するなど、手術件数の増加に取り組んだことにより、手術件数が、目標を大きく上回る実績を上げたことを評価した。

(13) ホスピタルプレイスペシャリスト等による療養支援の拡充と在宅医療への移行の推進【Ⅳ・ウェイト2】

全国的にも数少ないホスピタルプレイスペシャリスト等を1名増員し、対象病棟を拡大するとともに、心のケアを充実させるための新たな活動にも取り組んでいる。また、在宅医療支援室に専任医師（非常勤）を配置、体制を強化することにより、在宅療養指導管理

評価結果のたたき台（第8回病院部会資料）

料算定実患者数について、目標を大きく上回る実績を上げたことを評価した。

（16）長期自主研修支援制度の運用と資格取得者の活用【Ⅳ】

新規の資格取得者が毎年着実に増加しており、これらの資格取得者の増加が、看護外来の充実やチーム医療の推進等につながっていることを評価した。

（20）紹介率の向上【Ⅳ】

4病院において、紹介率が19年度目標及び中期目標期間最終年度（22年度）の目標を達成していることを評価した。

（25）急性期・総合医療センターの医療施策の実施機関としての役割【Ⅳ・ウェイト2】

救命救急センターの再編整備により、前年度を616人上回る1,579人の三次救急患者を受入れるとともに、地域がん診療連携拠点病院としての機能強化に努め、がん治療患者が大幅に増加したことなどを評価した。

（27）精神医療センターの医療施策の実施機関としての役割【Ⅳ・ウェイト2】

常勤医師を3名から5名に増員するなど、松心園の外来診療体制の強化に取り組み、確定診断件数を飛躍的に増加させ、確定診断待機患児を大幅に減少させた。また、全国の自治体で初めて医療観察法専用病床5床を開設し、患者の受入れを開始したこと、訪問看護件数が前年度を大幅に上回ったことを評価した。

（43）院内環境の整備【Ⅳ】

CM（コンストラクション・マネジメント）会社の活用により、当初予定（2件）を大きく上回る12件の改修工事を実施するとともに、メリットシステム（収支目標を達成した病院への予算の重点配分）を活用し、各病院において工夫しながら患者サービスの向上につながる機器等の整備に取り組んでいることを評価した。

（68）臨床研修医・レジデントの受入れ拡大【Ⅳ】

受入人数について、臨床研修医は目標どおり、レジデント（専門分野の研修医）は目標を上回っており、医療水準の向上に貢献していることを評価した。

○ 小項目評価がⅡ（十分実施できていない）であった項目は次のとおりであった。

（7）PFIによる精神医療センターの再編整備（建替え）【Ⅱ・ウェイト2】

入札が不成立となった理由は、大手ゼネコンの入札参加資格停止措置の影響で、応募者がなかったためであるが、計画の進捗が遅れていることは客観的事実であることから自己評価のⅡは妥当と判断した。

（61）医療倫理の確立等【Ⅱ】

汚泥等産業廃棄物について、独立行政法人化以前から19年度途中まで、3病院において、処理が適正になされていなかったことから、委員会評価をⅡとした。

○ 評価委員会において、自己評価Ⅱ（十分実施できていない）をⅢ（順調に実施している）に変更した項目は次のとおりであった。

（19）病床利用率の向上【Ⅲ】

全国的に病床利用率が右肩下がりである環境の中で、目標値に達していないものの、昨年度とほぼ同水準の実績を上げていることからⅢが妥当であると判断した。なお、入院収益の観点からは、病床利用率だけでなく、診療単価や在院日数、入退院患者数なども合わ

評価結果のたたき台（第8回病院部会資料）

せて考慮すべきであり、また、現在の病床利用率の高い目標値については、その妥当性を改めて検証すべきと考える。

(26) 呼吸器・アレルギー医療センターの医療実施機関としての役割【Ⅲ】

参考指標として掲げられている患者数等の実績は、概ね前年度を下回っているが、難治性多剤耐性結核患者に対する集学的治療や感染症法に基づく結核入院勧告患者の受入など、政策医療への取組みは認められることから、委員会評価をⅢとした。なお、今後、府民に対しても取組方針を明確にし、マンパワーなど体制整備を図り、実績を上げられることを期待する。

②その他考慮すべき事項

法人の自律性・機動性の発揮、財務内容の改善、5病院の連携など、法人化を契機とした病院改革に係る次のような取組みを評価する。

Ⅲ評価のうち、特筆すべき取組みを記載

<小項目評価の集計結果>

73項目のうち70項目が小項目評価のⅢまたはⅣに該当しており、ウェイトを考慮すると、Ⅲ～Ⅴの項目の割合は82/87と9割以上を占めることから、小項目評価の集計では、B評価（「おおむね計画どおり」進捗している）となる。

	評価の対象項目数	ウェイトを考慮した項目数	I 計画を大幅に下回っている	II 計画を十分に実施できていない	III 計画を順調に実施している	IV 計画を上回って実施している	V 計画を大幅に上回って実施している
高度専門医療の提供・医療水準の向上	37	49	0	5	36	8	0
患者・府民サービスの一層の向上	11	12	0	0	11	1	0
より安心して信頼できる質の高い医療の提供	17	18	0	0	18	0	0
府域の医療水準の向上への貢献	8	8	0	0	8	0	0
合計	73	87	0	5	73	9	0
					82		

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

- ホスピタルプレイスペシャリスト等による新しい取組みが、医師や看護師にまで良い影響を与えており、患者の立場から見ると大変評価できる。今後のさらなる取組みと成果に期待したい。
- コンプライアンスについては、内部努力だけでは限界があるように思うので、今後は、外部の第三者機関のチェックを受けるなど対策の徹底に期待したい。

3-2 「業務運営の改善及び効率化」に関する大項目評価

（1）評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、B 評価（「おおむね計画どおり」進捗している）となる。

 = 「業務運営の改善及び効率化」に関する大項目評価の特記事項を記載 =

- 以上のことを総合的に考慮し、大項目評価としては、※評価「※※※※※※」が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れてい る	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	------------------	--------------------

（参考）18年度評価：A

理事長のリーダーシップのもと5病院が一体となった運営体制が整備され、自律的で機動的な取り組みにより、財務内容の改善にも成果をあげた。

<大項目評価にあたって考慮した事項>

①特筆すべき小項目評価

- 小項目評価がⅣ（計画を上回って実施）の項目は次のとおりであった。（（ ）は小項目評価の番号、【 】は小項目評価の結果及びウェイト付け）

（86）多様な契約手法の活用による費用の節減（CM方式の試行等）【Ⅳ】

 = 評価の判断理由を記載 =
 = （参考）・呼吸器・アレルギー医療センターのエレベータ改修については、19年10月
 に改修と保守点検一括の長期契約（期間13年）を締結
 ・CM（コンストラクション・マネジメント）方式をモデル的に導入。当初予定
 （2件）を上回る12件の改修工事を実施。工事1件当たり最大33%の工事
 費を削減 =

- 小項目評価がⅡ（十分実施できていない）であった項目は次のとおりであった。

（86）多様な契約手法の活用による費用の節減（精神医療センターの建替え）【Ⅱ】

 = 評価の判断理由を記載 =
 = （参考）・19年10月に入札を実施したが、応募者がなく入札不成立 =

評価結果のたたき台（第8回病院部会資料）

②その他考慮すべき事項

法人の自律性・機動性の発揮、財務内容の改善、5病院の連携など、法人化を契機とした病因改革に係る次のような取組みを評価する。

Ⅲ評価のうち、特筆すべき取組みを記載

<小項目評価の集計結果>

27項目のうち26項目が小項目評価のⅢまたはⅣに該当しており、ウェイトを考慮すると、Ⅲ～Ⅴの項目の割合は29/30と9割以上を占めることから、小項目評価の集計では、B評価（「おおむね計画どおり」進捗している）となる。

	評価の対象項目数	ウェイトを考慮した項目数	I 計画を大幅に下回っている	II 計画を十分に実施できていない	III 計画を順調に実施している	IV 計画を上回って実施している	V 計画を大幅に上回って実施している
運営管理体制の確立	1	1	0	0	1	0	0
効率的・効果的な業務運営	26	29	0	1	27	1	0
合計	27	30	0	1	28	1	0
					29		

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

<委員からのコメントを記載>

